

平成25年度 朝日町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	13,563	7,809,868	458,965	1,414,406	18.1	17.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)類似団体平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	176	624,319	87,207	205,743	917,269	5,212	5,474

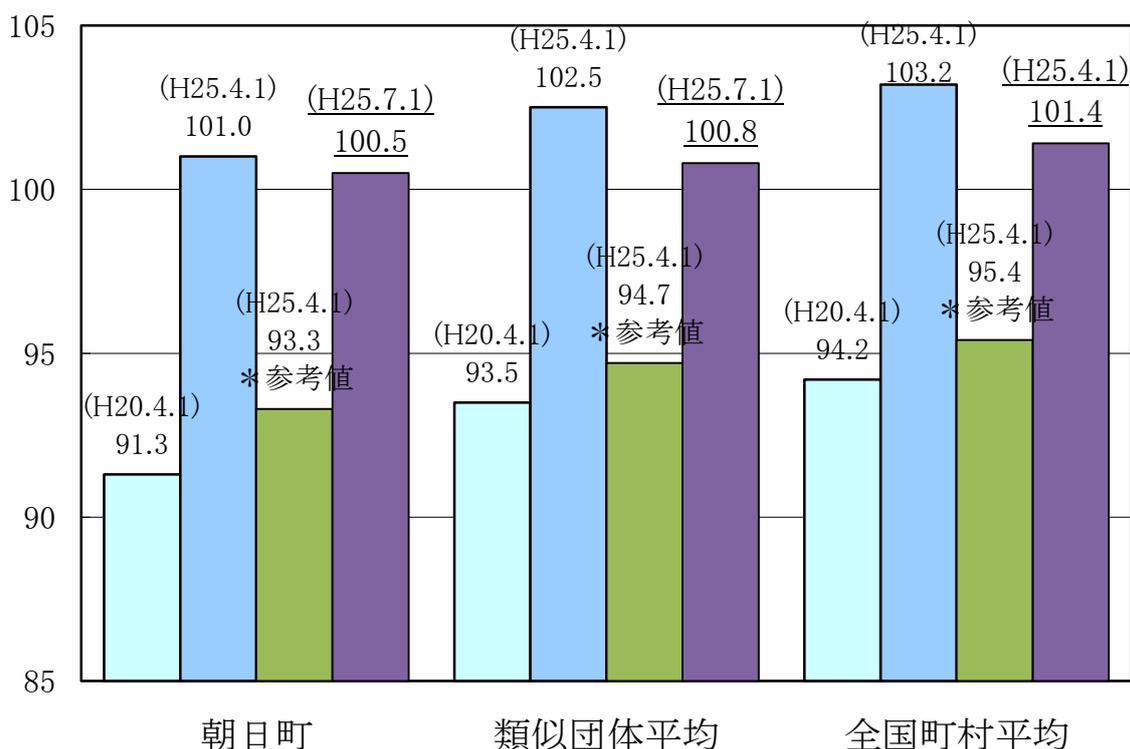
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減 額 期 間
減額措置の取組	平成25年7月1日～平成26年3月31日
減額措置の内容	
朝日町職員の給与の臨時特例に関する条例により、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給与の支給額を減額する。給料月額から以下の減額率で減額とする。 2級以下 : 0.25% 3級及び4級 : 0.40% 5級及び6級 : 0.55%	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	

(注)給料月額は、給与抑制措置を行うものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
朝日町	40.7 歳	296,173 円	345,623 円	312,273 円
富山県	44.1 歳	344,300 円	418,900 円	368,283 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.1 歳	308,431 円	352,383 円	332,303 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
朝日町	53.5 歳	23 人	269,500 円	284,611 円	271,392 円
富山県	52.1 歳	256 人	354,700 円	402,300 円	370,660 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 (286,850) 円	—	309,534 (325,400) 円
類似団体	50.8 歳	7 人	282,690 円	298,387 円	292,087 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		朝 日 町	富 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

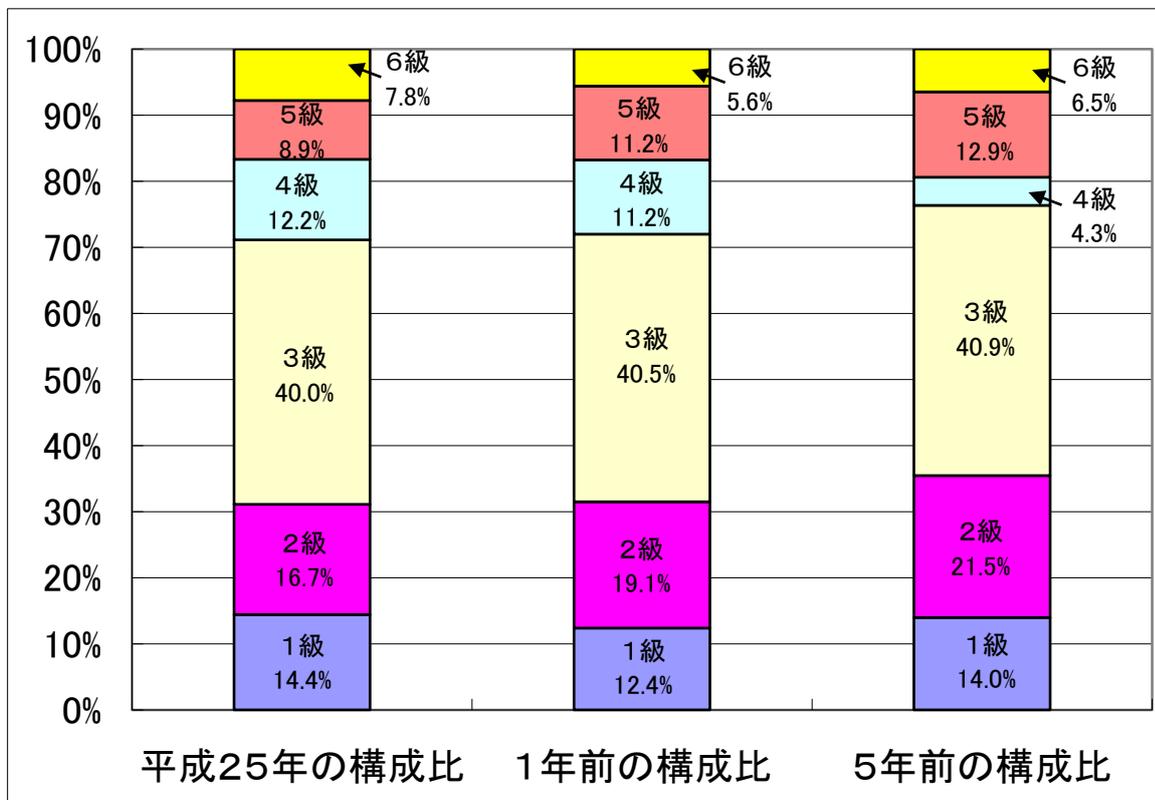
区 分		経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	261,127 円	309,216 円	349,533 円
	高 校 卒	204,600 円	275,300 円	306,266 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	232,800 円	237,750 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	13 人	14.4 %
2 級	主事	15 人	16.7 %
3 級	主査、主任	36 人	40.0 %
4 級	課長代理	11 人	12.2 %
5 級	課長、主幹	8 人	8.9 %
6 級	課長	7 人	7.8 %

(注) 1 朝日町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価を試行中

5 職員の手当の状況（公営企業職員を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

朝 日 町	富 山 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,108 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,622 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価を試行中

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

朝 日 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 1人当たり平均支給額 21,124 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)		488 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		8,882 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		26.8 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
訪問徴収業務等従事職員の特務手当	職員	訪問徴収業務及び滞納処分業務	訪問徴収業務 日額300円 滞納処分業務 日額500円
伝染病防疫作業従事職員の特務手当	職員	伝染病防疫作業	日額750円
精神衛生業務従事職員の特務手当	精神衛生業務に従事する職員	精神障害者の診察、鑑定の立会い、保護収容または訪問指導の業務	日額500円
行旅病人、行旅死亡人取扱作業従事職員の特務手当	職員	行旅病人、行旅死亡人の取扱	行旅病人 日額750円 行旅死亡人 日額1,000円
消防業務従事職員の特務手当	消防職員	火災、救急業務に出動	1回200円
自動車運転業務従事職員の特務手当	自動車運転業務に従事する職員	特殊自動車の運転業務	日額400円
用地交渉業務従事職員の特務手当	町長が定める公署に勤務する職員	用地の取得及び物件の移転のために直接その交渉に従事	日額800円
獣類死骸処理業務従事職員の特務手当	職員	獣類の死骸処理業務	日額400円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	44,894 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	219 千円
支給実績(23年度決算)	41,442 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	206 千円

(5) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 ①6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		12,370 千円	206,153 円
住居手当	借家等に家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋(家賃－23,000円)÷2 (最高限度額 27,000円)	同じ		3,501 千円	205,912 円
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり 55,000円 (2) 自動車等使用職員 距離段階区分に応じ2,000円 ～24,500円	同じ		5,378 千円	41,372 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて定額を支給	同じ		8,448 千円	496,941 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同じ		6,328 千円	301,312 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		2,297 千円	109,367 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 4,200円	同じ		4,133 千円	37,140 円

6 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	840,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 507,500 円
		*朝日町長の給与の特例に関する条例により、町長の給料月額 平成22年8月1日から平成26年6月12日までの間は、588,000円 である。	
	副 町 長	670,000 円	685,000 円 / 404,600 円
報 酬	議 長	354,000 円	408,000 円 / 218,000 円
	副 議 長	306,000 円	340,000 円 / 174,000 円
	議 員	288,000 円	320,000 円 / 155,000 円
期 末 手 当	町 長	(24年度支給割合)	
	副 町 長	2.90	月分
	議 長	(24年度支給割合)	
	副 議 長	2.90	月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 840,000円×在職月数×500/100÷12 1,680万円 任期毎 *朝日町長の給与の特例に関する条例により、町長の給料月額が 平成26年6月12月までの間、588,000円となっており、この間における 退職手当は以下のとおりである。 (算定方式) (1期の手当額) 588,000円×在職月数×500/100÷12 1,176万円	
	副 町 長	670,000円×在職月数×280/100÷12	750.4万円 任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

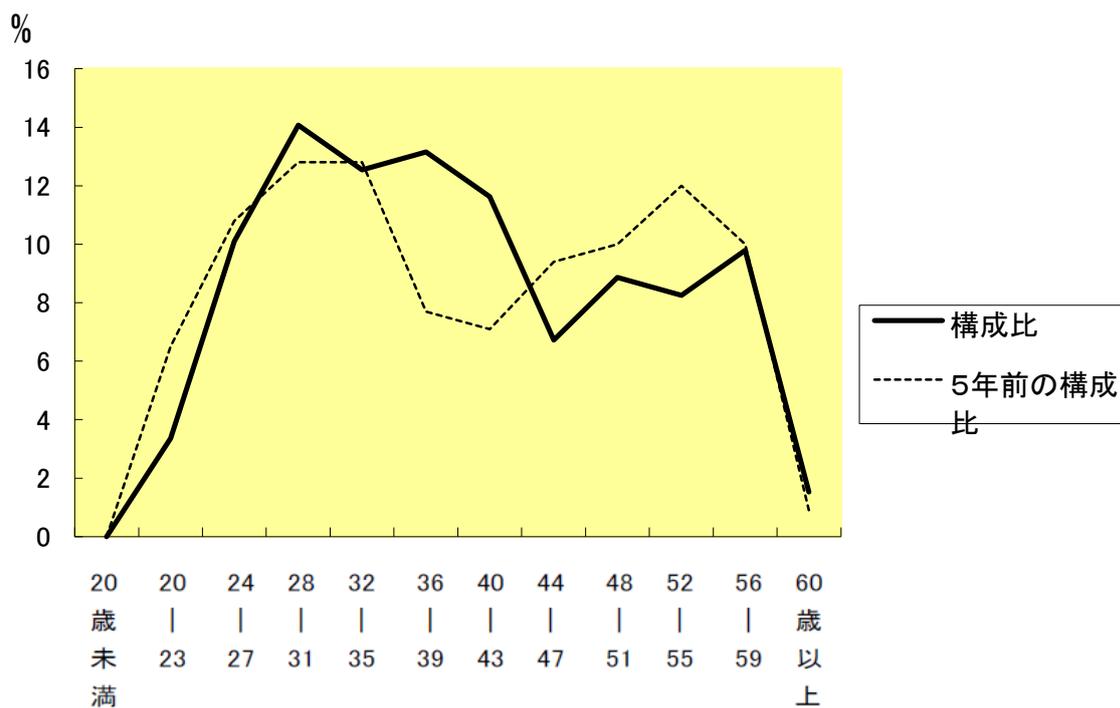
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議会	2	2		
	総務・税務	42	42		
	民生・衛生	71	74	3	保健師及び栄養士の増
	農林水産	11	9	△ 2	事務事業の見直し
	商工	2	5	3	事務事業の見直し
	土木	4	4		
	計	132	136	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.54人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 83.11人)
	教育部門	21	21		
	消防部門	24	0	△ 24	新川地域消防組合への移行に伴う減
	小 計	177	157	△ 20	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.76人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 103.42人)
公営企業計等部門	病院	155	148	△ 7	調理部門の民間委託に伴う減
	国民健康保険	4	4		
	簡易水道	2	2		
	下水道	3	3		
	その他(介護等)	13	13		
小 計	177	170	△ 7		
合 計		354	327	△ 27	<参考> 人口1万人当たり職員数 241.09人
		[433]	[406]	[△27]	

(注) 1 職員数は、教育長、臨時又は嘱託職員を除く一般正職員である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	33人	46人	41人	43人	38人	22人	29人	27人	32人	5人	327人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 区分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増加率(率)
一般行政	150	152	148	150	149	154	4 (2.7%)
教育	22	22	20	20	22	22	0 (0.0%)
消防	24	24	24	24	24	0	△24 (▲100.0%)
普通会計	196	198	192	194	195	176	△20 (▲10.2%)
公営企業等会計	164	164	173	169	166	159	△5 (▲3.0%)
総合計	360	362	365	363	361	335	△25 (▲6.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

名 称	事業概要・対象者	内 容	24年度実績等
定期健康診断	全職員	定期健康診断（全職員） 生活習慣病検診 （40歳以上全職員及び39歳以下希望者）	322名
福利厚生事業	冠婚葬祭に係る給付 及び文化レクリエーション等の福利厚生事業	職員サークル活動助成（2団体） 慶弔金給付	決算額 212千円

職員の勤務能率の向上や健康管理などを目的として厚生事業を実施している。

(2) 共済制度

短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・けが・出産に対して必要な給付を行なうもの
 長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行なうもの
 福祉事業・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行なうもの

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済法に基づき、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村共済組合が事業を実施している。

8 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	3,001,890	26,693	1,198,516	39.9	39.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	152	537,066	176,904	180,805	894,775	5,887	6,763

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（25年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
一般行政職	34.4 歳	251,614 円	384,964 円
医 師 職	48.7 歳	506,442 円	1,337,836 円
医療技術職	38.9 歳	278,456 円	403,315 円
看 護 職	41.5 歳	293,530 円	456,744 円
技能労務職	59.0 歳	315,700 円	380,686 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 事 業		一 般 行 政 職	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,187 千円		1,253 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

病 院 事 業			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	18,873 千円		1人当たり平均支給額	26,518 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)	91,809 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	874,343 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	68.6 %		
手当の種類(手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
訪問徴収業務等従事職員の特種勤務手当	職員	訪問徴収業務及び滞納処分業務	訪問徴収業務 日額300円 滞納処分業務 日額500円
放射線取扱作業従事職員の特種勤務手当	診療エックス線技師又はエックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日額230円
結核病棟及び伝染病棟業務従事職員の特種勤務手当	病院の結核病棟又は伝染病棟に勤務する看護師又は看護補助職員	患者の看護業務	日額230円
	用務員	結核病棟等の清掃業務	月額2,500円
	調理員	結核病棟等へ給食の配膳等の業務	月額2,000円
夜間看護業務等従事職員の特種勤務手当	助産師、看護師若しくは准看護師又は町長がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	勤務時間が深夜の全部を含む勤務 1回 6,800円 深夜勤務時間4時間以上 1回 3,800円 深夜勤務時間2時間以上4時間未満 1回 3,400円 深夜勤務時間2時間未満 1回 2,500円
危険検体検査業務従事職員の特種勤務手当	衛生検査技師	ふん便またはかくたんを被検物とする試験検査業務	日額230円

エ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	23,384 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	180 千円
支給実績(23年度決算)	19,593 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	147 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 ①6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		7,656 千円	218,739 円
住居手当	借家等に家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額 27,000円)	同じ	(1) 家賃23,000円以下の場合	3,006 千円	214,734 円
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり 55,000円 (2) 自動車等使用職員 距離段階区分に応じ2,000円 ~24,500円	同じ		4,798 千円	50,508 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて定額を支給	同じ		11,365 千円	568,250 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		8,131 千円	147,845 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 医師 20,000円 看護師等 7,200円	同じ		25,352 千円	333,584 円